

**孤立集落対策強化事業周辺環境等調査業務委託
の審査基準等**

1 審査方法

審査委員が、決められた審査項目について、提案者から提出された企画提案書等の提出書類により審査を行う。審査結果に基づき、最も優れた提案者（業務委託予定者）と次点者を特定し、業務委託契約に向けた協議を行う。

なお、提案者が1社のみの場合は、審査員5人の総得点が300点（6割）以上の場合のみ、業務委託契約に向けた協議を行う。

2 審査員（予定）

福島県災害対策課、危機管理課、次世代産業課から計5名

3 審査基準等

（1）審査基準

審査委員は、企画提案書等について次の審査項目について評価し、当該評価を点数化する。

なお、点数化については審査基準等（2）評価点数の採点基準による。

審査項目	審査基準	評価点数 (配点)	加算 倍率	配点 (加算後)
1 全体	・ 目的、趣旨を理解しているか	1～5	× 4	20
2 目的達成の確実性	・ ルート案作成に必要なドローンに関する専門的な知見やノウハウがあるか ・ 孤立可能性のある集落の状況に応じたルート案作成が可能な内容か ・ 同様の業務委託の実績	1～5	× 6	30
3 追加提案	・ 追加提案があるか ・ 魅力的な内容か	0～5	× 2	10
4 費用対効果	・ 費用対効果の程度	1～5	× 3	15
5 業務実施体制	・ 実施体制、実施工程は適当か	1～5	× 5	25

総得点 100点満点

（2）評価点数の採点基準

「5」 → 特に優れている

「4」 → やや優れている

「3」 → ふつう

「2」 → やや劣る
「1」 → 特に劣る
「0」 → 提案なし